

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年 7 月20日（金） 18:07～18:31

2 場所 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 岸 博幸 慶應義塾大学院大学メディアデザイン研究科教授

<提案者>

大井川 和彦 茨城県知事
山岸 浩一 茨城県政策企画部計画推進課長
岩田 利美 茨城県教育庁学校教育部義務教育課長
山中 賢一 茨城県農林水産部農業政策課技佐
井桁 克之 茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課課長補佐（総括）

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官
久保 賢太郎 内閣府政策参与

（議事次第）

1 開会

2 議事 課題解決とイノベーション創出の拠点（茨城発第4次産業革命）について

3 閉会

○蓮井参事官 それでは、3 コマ目でございます。茨城県がいらっしゃっています。

八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございました。

それでは、茨城県の御提案を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大井川知事 茨城県知事の大井川でございます。今日はこういう機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

先月29日に新しく茨城県より提案をさせていただきましたので、その追加の項目を中心

に一つ既存のメニューの中で特に本県として活用したいものも含めて、今日は御説明をさせていただきます。

表紙をめくって、1ページ目でございます。提案の概要の全体像でございますが、今日御説明させていただくのは、赤枠で囲った部分でございます。早速、次のページに進みたいと思います。

2ページ目、小中学校等における遠隔教育の提案をさせていただきたいと思います。

現状、遠隔教育の場合、受信側の教室に当該科目の教員免許状を有する教員がいれば、双方向の授業が実施可能という状況でございます。小中学校において受信側の教員が当該科目の教員免許状を有しない場合は、遠隔教育が認められていないという状況でございます。ただ、実際は高度な専門性を持つ人材に、前回の提案でございますように新たな教員免許状制度の特例を使いながら、児童生徒側には教員免許状を有しない教員を配置できるようにして、高等学校で認められているような教育を行うことが、非常にニーズとして高いものがあるということで、今回追加の提案をさせていただいております。

具体例として、3ページ目を御覧いただきたいのですが、一つは外国語でございます。遠隔地（配信側）のほうでネイティブスピーカーを使って、新しい教員免許状などを与えて、教員として双方向の授業を行う。受信側のほうでは、例えば、中学校のように外国語学科の教員免許状を有しない場合であっても、生徒のケアに資格を持った、外国語ではない別の教員免許状を持った教員の方がいれば、十分中学校での外国語教育は行えるのではないかとございまして、事例2を見ていただくと、適応障害の児童の場合、当該科目の教員免許状を有する教員による遠隔授業によって、適応指導教室で全ての科目の先生を揃えなくても、様々な教育が適応障害の生徒などにも提供できるという状況でございます。

もう一つ、私どももニーズとして認識しているのが、長期入院や自宅療養の病児教育です。そういう方々に対して、病院側のほうで全ての科目の教員免許状を備えた人たちを揃えるというのは非常に困難なわけございまして、受信側のほうでは教員免許状の有無を問わずに、看護師なり病院の方々、あるいは自宅でケアをしていただく方々に対して、送信側のほうで教員免許状を持っている方が指導するという形で、そういうニーズに対する応えにもなるのではないかと考えています。当然プログラム教育のような専門性の高い方々を教員として教育できるような形にして、この遠隔教育を使って、1人の優秀な専門性の高い方々に一度に複数の学校で授業をしていただくことも考えられると思っています。

4ページでございます。これは前回説明させていただきましたけれども、私どもの提案としては、新たな教員免許状制度の創設ということで、現在の特別免許状は600時間、あるいはそれ以上、教員の実績を積んでいることが授与の条件となっている免許状で、より外部人材の有効活用が図られるように、外国語教育やプログラミング教育ができる新たな教員免許状を創設させていただきたいということでございまして。この提案と、先ほど説明しました遠隔教育の提案、高校と同様に受信側では当該教員免許状の有無を問わない仕組みを

小中学校で認めるということによって、非常に応用範囲の広い教育システムを構築することができるのではないかと考えております。

5 ページ、搬送用ロボットと移動支援ロボットの公道での実証実験でございます。低炭素社会や超高齢化社会への対応として、重い荷物を搬送するロボットや近距離を移動して支援するロボットの活用が非常に期待されているところだと考えています。これらのロボットでの公道での走行は、法が想定していないため、実証実験においてさえも道路使用許可をその度ごとに取得しなければいけない状況になっています。搬送用ロボットや移動支援ロボットをまず歩行者という定義で同等な扱いとすることができないかというのが一つ目の提案でございます。

国家戦略特区の改正法案で創設されているサンドボックス制度の自動走行に係る道路交通法の特例について、公道走行を想定されている搬送用ロボットや移動支援ロボットも対象とするというのが二つ目の提案でございます。歩行者として認めていただくことが仮に難しかったとしても、サンドボックス制度を適用して、ある一定の期間、ある一定のルートを自由に、その度ごとに道路交通法上の許可を得なくても実証実験ができるということが重要なかなと思います。

私どもは前回、右下の四角にあるロボットの例でございますが、搬送用ロボットとしてサイバーダイナ社のものなどを提案してきましたが、加えて、セグウェイなどの移動支援ロボットも今回対象にしていだけないかと考えています。つくばのほうでは、構造改革特区でセグウェイでの規制緩和が認められてはいるのですけれども、同じように今回サンドボックス制度を認めていただくことによって、道路交通法上の適用、あるいは歩行者として認めていただくことによって、自由に色々な実証実験ができるような環境を作らせていただければと考えております。

6 ページ、大型ドローンを用いた空の物流インフラの構築に向けた実証実験の実施でございます。大型ドローンの提案は前回もさせていただいておりますけれども、物流や宅配に関わる人員の確保が非常に困難になっている中で、自動運転のトラックと合わせて、物流問題の解消の一つの決め手になるのではないかと期待をしております。現在、物流に用いようとしている大型ドローンが、人が乗る能力を有すると判断されてしまいますと、航空機の規制が適用されてしまいまして、私有地でさえ実証実験を実施することが非常に難しくなってしまうということでございます。

また、荷物と合わせて150キロ以上になる場合には、そもそも航空機製造事業法で製造許可を取る必要があるということでございます。現在、五光物流という茨城県内の企業が大型ドローンの実証を試みようとしているわけですが、さらに、産総研、JUIDAなどと一緒にさらに大型のドローンで、かつ色々な目視外飛行が可能になるようなハイブリッドエンジン搭載の次世代型の大型ドローンの開発などのプロジェクトが、現在実際に進んでおります。そういうことも考えると、このような特区によつての規制緩和があれば、新しい産業の創出という点でも、非常に画期的な実証を行うことができるのではないかと期待して

おります。

7 ページ、農業分野における外国人材の新たな受入れ体制の構築ということで、これは平成29年6月16日に成立した特区法、規制改革項目でございますけれども、加えて、技能実習制度の修了者が期間を空けずに研修先にそのまま派遣労働者として継続して従事することを可能とするということを提案させていただいております。

元々私どもの県は農業県でございます、農業における労働力不足が非常に深刻な事態になってきております。特に農繁期における不足する労働力の確保が大きな問題になってきておりまして、是非現在の技能実習制度の規制緩和に加えて、さらに労働者派遣法との組み合わせによる新たな規制緩和を是非今回、私どものほうでやらせていただきたいと思います。これによって、外国人材の活用による農繁期の労働力不足解消のほかに、質の高い外国人材の活用による効率的な経営規模の拡大等も望めるのではないかと考えております。

私どもの説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から伺う前に、私のほうから伺いたいのですけれども、小学校の教員免許状というのは、科目に限定されていないのではないですか。中学校の場合に、先ほどおっしゃった問題が起きると。だから、小学校のときには、外国語を大学の先生にやってもらうとかも、今でも可能なのですか。

○岩田課長 そうです。ただし、特別非常勤講師の届出等は必要です。

○八田座長 そうすると、ここは小中学校というよりは、むしろ中学校ということですね。

○岩田課長 主に中学校になります。

○八田座長 小学校の場合には、長期入院と自宅療養の場合に、受け手のところに先生がいなくてもいいようにしてほしいというような分類をしたほうがすっきりするのではないかと思います。

その上で、中学校のほうで担当の先生がいなくてもいいようにするというのは、特に英語とかプログラミングの学習であれば必要だと思うのですが、プログラミングの学習などは、今は教科の先生としては何の先生がやっているのですか。

○岩田課長 中学校の場合は、技術科なのです。技術につきましては、途中から、例えば、研修や療休等を取得するような場合に、なかなか教科の免許状を持っている者を配置できないことがあり、兼務発令をし、遠くの学校から行ってもらったり、免許外申請をするような状況にありますので、そういったときには遠隔教育ができますと、そこからきちんとした専門的な教育ができるといったところはございます。

○八田座長 受け手として、プログラミングの場合には、今要求しているのは技術の先生ですか。

○岩田課長 中学校の場合には、技術科の中でプログラミング教育を行うことになっております。

○八田座長 例えば、今は数学の先生がプログラミングについてだけ特別な訓練を受けてやるということもできないのですね。

○岩田課長 その場合には、免許外申請が必要になる。

○八田座長 免許外申請ですね。プログラミングの場合は、免許外申請すれば今でもできるのだけれども、それも省きましょうという話ですね。

○岩田課長 そうです。

○八田座長 分かりました。

それから今度、ロボットが道路を通る場合は、道路が広いとか、条件は付けられるのだと思うのですけれども、ものすごい混み合っているところにロボットが通ったら困るのではないかと思うのですが、その条件はどのようなものなのですか。

○山岸課長 基本的には研究学園というつくばの駅から大きな商業施設のほうに行く道路を考えておりまして、それなりの通行量はあるのですけれども、これまでもつくばのほうでは様々な実証実験をやっておりますので、安全性の問題もかなり解消していると認識しておりますので、大勢は歩いていないのですけれども、いないわけではなくて、ちゃんと人を認識した上で走れるようなところを考えています。

○八田座長 そこで何か基準が要るような気がしますね。明確に定義できるような基準がないと、元々の趣旨はおそらく危険性を排除しようというわけでしょうから、決してそんな危険なことはありませんと言えるような条件が要るような気がします。

○大井川知事 そもそも搬送用ロボットというのが、人が荷物を持つのが困難な高齢者の方々を支援することなどを想定していますので、道路を決めるという方法もあると思いますけれども、例えば、スピードがある程度以上出ない。だから、そもそも人を回避する能力を持っている、あるいは、そのための実証なのでしょうけれども、ぶつかっても事故にならないとか、そういう色々な条件を付けることは可能だと思います。

○八田座長 そういう条件がいいということですね。

○大井川知事 はい。

○八田座長 分かりました。

それから、農業外国人材のことは、技能実習から直接やるとすると、元々の技能実習の趣旨とは随分違うものになってしまうのではないかという気がするのです。

一遍戻ってからだと、それは確かに母国で技能を生かすということになると思いますけれども、その辺の説明はどのようになさる予定なのですか。

○山中技佐 技能実習を3年とか5年とかで終了した後、一時的に帰国する制度にはなっているかと思います。

また、その後、再来日された際に、学んだ技能を国内の就労の中でも生かせるということで、農業でも色々な形態の品目がありますので、そういったものをうまく生かしていくためには、同じところへ就労できるような条件も必要だと考えています。

○大井川知事 ある意味、派遣の期間をそんなに長い期間にしないとか、例えば、技能実

習が終わって、身に付けました。それを派遣として引き続き日本の中での労働力として提供するものの、一定期間が来たら戻って、きちんとその国へ貢献をするという、お尻が切れていれば、拡張解釈で技能実習制度がそもそもの本質とは全然違うのではないかとは言われないのではないか。

○八田座長 位置付けとしては、技能実習の一部であるということですね。

○大井川知事 はい。

○八田座長 分かりました。

それから、大型ドローンについての御要望は、結局は少なくとも私有地ではできるようにしてほしい。

○大井川知事 私有地で実証実験させていただきたい。

あとは、航空機の定義をもうちょっと緩和していただいて、仮に150キロぐらいまでの積載能力があったとしても、人を乗せないということであれば、製造許可ということについてももうちょっと緩和してほしい。

○八田座長 そうすると、それを私有地でやる場合の製造許可ですね。

○大井川知事 そうです。

○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。

岸委員、どうぞ。

○岸委員 4 ページ目の新たな教員免許状のところで、質問というか考えを聞きたいのですけれども、私は個人的にこれは非常に大事な取組だと思っているのですけれども、以前、福島のある町でこれに近いことに関わった経験から言えば、多分これをやろうとすると、特別非常勤講師は1年ですぐできますよと。例えば、3年限定免許を作らなくても、非常勤講師を毎年繰返せばいいではないかという感じになってしまうのかなという気がするのですけれども、それでは足りないと。やはり地域限定で3年間などというのを制度として作る必要があるのだという強い理屈は何になりますか。

○井桁課長補佐 特別非常勤講師の場合には、1年間通年でその授業をずっと持つことはできない。例えば、ネイティブスピーカー、プログラミング教育にしてもそうなのですけれども、要は、外国人がずっと1年間英語という授業を持つことはできない。今日は英語の中の英会話の部分だけとか、そういう部分でしか特別非常勤講師というのはできないので、そういった意味では、通年で教科を持つということはできない。

○岸委員 例えば、プログラミングならば、その科目を全体に任す人を作りたい。

○井桁課長補佐 そうですね。そういうスペシャルな人を活用できないか。

○岸委員 それは特別非常勤講師ではできない、だからこそ臨時免許状でも普通免許状がないとまずいから、それではない形を作りたいということですね。

○井桁課長補佐 そうです。

○岸委員 分かりました。

○八田座長 原座長代理、何かありますか。

○原座長代理　ありがとうございました。

遠隔教育の課題は、国家戦略特区で過去にもほかの自治体で繰り返し議論をしてきた課題でございまして、決してハードルは低くはないと思っておりますけれども、是非取り組めればと思います。

また、これは知事はおそらくお詳しい領域だと思いますけれども、最近Edtechなどと言って、世界でもIT企業の創業者たちが全く新しい学校を作って、学年とか科目などは関係ないというような教育をしないと、これからの未来の子どもたちを育てていけないなどという取組もなされているようでございます。遠隔教育が認められていないなどというのは、本当に初歩的なことができていない、国の制度で認められていないという状態だと思いますけれども、是非茨城県でさらにその先の先端的なところまで行けるといいのかなと思って伺っておりました。

○大井川知事　私はドワンゴという会社で、N高校というネットで全部授業を提供する通信制高校の設立にも携わったのですけれども、こういう遠隔教育から始めて、今の学習指導要領の枠では捉え切れないニーズがどんどん出てきたので、課外授業という形で提供する形でやっていたのです。もう今、茨城県でも高校生を中心に、英語とプログラミングは課外授業という形で遠隔教育を外で、ボランティアでできる人だけやろうということをやっているのですけれども、こういうことで、規制緩和が進めば、Edtechなども含めて、どんどん新しい教育を取り入れて、現代的なニーズに合うような人材を育てるような試みをやっていきたいと思いますので、是非よろしくお願いします。

○八田座長　どうもありがとうございました。

そうすると、ちょっと簡単にまとめると、最初の遠隔教育については、主として中学校について、受け手側が専門でなくてもいいようにして、これはもっと一般的に使われるようにしたい。それから、限定特別免許状の創設というのは、要するに、先生たちが全部を管理できるような仕組みにしよう。

ロボットについては、大型ドローンの場合には、少なくとも私有地ではできるようにした上で、製造のところも航空法のところも変えることを望んでおられる。そういうロボットのところについては、何らかの条件は要するだろうけれども、安全性を侵さないという条件をきちんとクリアすれば、普通の道路でもできるようにしたい。

農業外国人のところは、御提案としては技能実習の内側でそれをエクステンドするという形でできないだろうかという御提案であると思います。

よろしいですか。

○村上審議官　知事に来ていただいているので、確認させていただければと思いますが、よく小さい自治体と御相談しますと、遠隔教育をやるなら、加配の予算、要するに教員予算はもう不要なのかと脅されて引っ込めたという話を聞いていまして、今回は、予算をお持ちの県に言ってきていただいておりますので多分大丈夫なのではないかと思うのですけれども、折角知事が来られているので、その辺の揺るがぬ決意と言ったら変ですけれども、

どのようにお考えかを念のため御発言いただけるとうれしいです。

○大井川知事 全く揺らぎませんので、御安心ください。徹底的に頑張ります。

○村上審議官 ありがとうございます。それだけ、失礼いたしました。

○八田座長 それでは、お忙しいところ本当にありがとうございました。